

令和7年4月1日

令和7年度松戸市一般廃棄物処理業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第37号。）第7条に基づく一般廃棄物処理業の許可に関して、令和7年度における本市の基本方針を次のとおり定める。

1 一般廃棄物収集運搬業

既存の一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）によって、一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われてきていること、また、令和7年度の一般廃棄物処理計画は、同計画で定める発生量及び処理量に照らし、既存許可業者による処理によって実現できることから新規の許可は認めない。

ただし、資源循環型社会を構築する上で必要となる食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づくもの）及び剪定枝等植物資源、胞衣の収集運搬については、本市が必要とする範囲で認めることとする。

2 一般廃棄物処分業

資源循環型社会実現のためには、公共による処理はもとより、民間の専門業者による広域的な収集・再生事業も必要であることから、資源（古紙・ビン・缶・植物資源等）を処理する処分業及び食品リサイクル法並びに特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。）など個別リサイクル法の対象となる一般廃棄物を処理する処分業については、本市が必要とする範囲で認める。